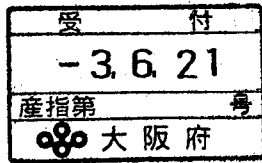


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月21日

大阪府知事 殿



提出者

住所 大阪府大阪市中央区城見1-2-27
クリスタルタワー17階

氏名 住友林業ホームテック株式会社
近畿工事事部 部長 谷口 渉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-7663-2011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社 近畿工事事部
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー17階
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1,124,475 (万円)
③従業員数	77人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラ、木くず→再生処理業者に委託し再資源化及び熱回収 ダンボール及び金属くず及び廃石膏ボード→再生処理業者に委託し再生原料として再資源化及び熱回収 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリート破片→再生処理業者に委託し再生砕石及び再生アスファルト及び再生クラッシャーとして再資源化及び埋立 繊維くず、建設工事の紙くず→再生処理業者に委託し、再生原料として再資源化及び熱回収及び焼却 がれき類（工作物の改築又は除去に伴って生じた不要物）→再生処理業者に委託しクラッシャーとして再資源化及び埋立 建設系混合廃棄物→再生処理業者に委託し再生原料として再資源化及び焼成及び熱回収及び焼却及び埋立 石綿含有物→埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙産業廃棄物管理体制図の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	40 t	12 t
	(これまでに実施した取組) 分別により埋立処分を減量し、再資源化率を高める指導をしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	24 t	7 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ、ダンボール、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類（コンクリート破片・アスファルト）石膏ボードについて分別を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ。		

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
200 .t	9 .t	28 .t	97 .t

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
120 .t	5 t	17 t	58 t

がれき類	建設系混合廃棄物	廃電気機械器具	
758 t	113 t	0.3 t	t

がれき類	建設系混合廃棄物	廃電気機械器具	
455 t	68 t	0.18 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	40・t	12・t
	優良認定処理業者への処理委託量	18・t	6・t
	再生利用業者への処理委託量	9・t	8・t
	認定熱回収業者への処理委託量	0・t	0・t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	13・t	5・t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施している。		

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
200 . t	9 t	28 . t	97 . t
53 . t	1 . t	11 . t	34 . t
170 . t	9 . t	22 . t	49 . t
0 t	0 t	0 t	0 t
30 . t	0 t	7 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物	廃電気機械器具	
758 . t	113 . t	0.3 . t	t
130 . t	18 . t	0.3 . t	t
98 t	2 . t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	24. t	7. t
	優良認定処理業者 への処理委託量	11 t	4 t
	再生利用業者への 処理委託量	6 t	5 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	8 t	3 t
	<p>(今後実施する予定の取組) できる限り分別を行い、再生利用できる処理業者へ委託。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>		
※事務処理欄			

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
120 t	5 t	17 t	58 t
32 t	0 t	6 t	20 t
102 t	5 t	13 t	29 t
0 t	0 t	0 t	0 t
18 t	0 t	4 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物	廃電気機械器具	
455 t	68 t	0.18 t	t
78 t	11 t	0.18 t	t
59 t	1 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

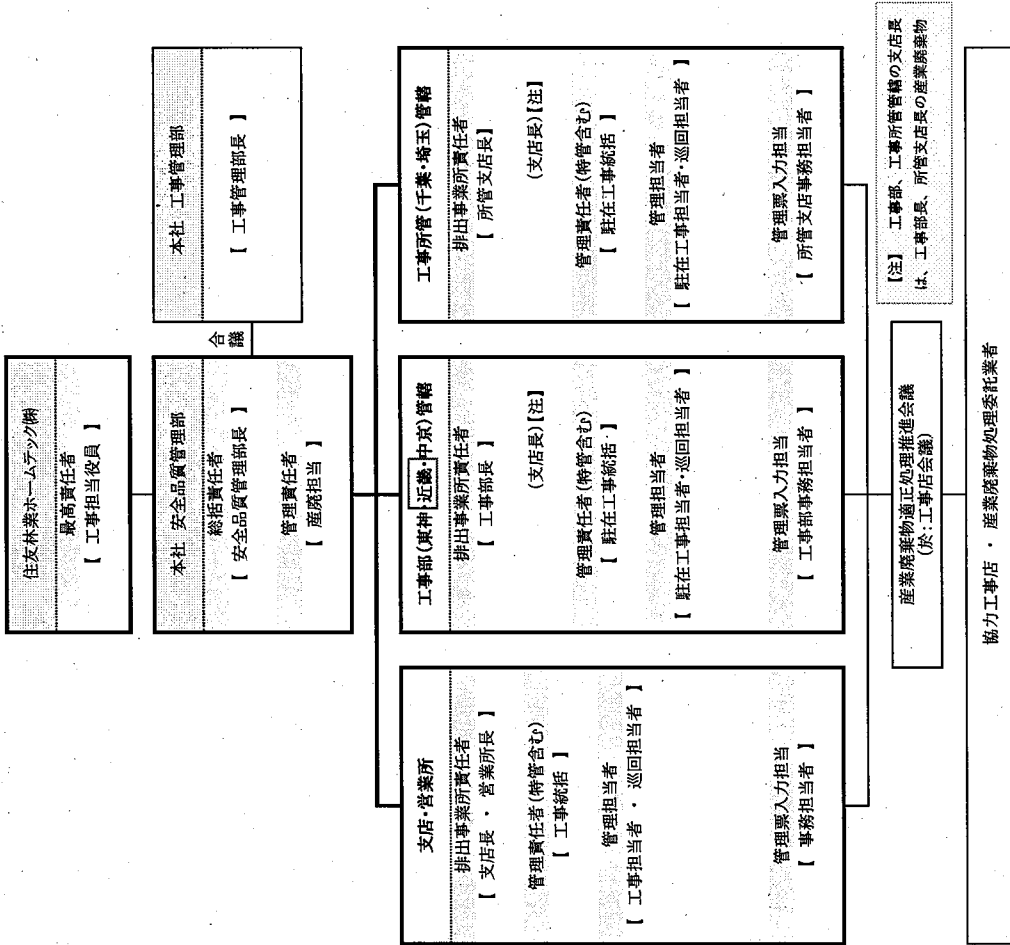
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

住友林業ホームテック株式会社 産業廃棄物管理体制について

1. 産業廃棄物管理体制図

産業廃棄物管理規程-第6章-第13条に基づき細則として、以下のとおり、定める。



(用語の定義)

- ①「産業廃棄物」とは、廃掃法第2条第4項及び第5項に規定される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。
- ②「排出事業所等」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場・研究所・倉庫・事務所等一定の場所で継続的に廃棄物を排出する場所、及び建設現場等の特定の場所で短期的に廃棄物を排出する場所を管轄する事業所をいう。

2. 役割

産業廃棄物管理規程および職務権限規程に基づき役割は、以下のとおり。

本社 安全品質管理部	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物管理に関する会社の基本方針の作成、並びに統括指導・教育に関する事項 ② 産業廃棄物の適正処理に関する諸規程、管理体制図等の制定改廃 ③ 処理業務遂行のための情報収集、指示、検査、助言、及び社内関係部署との連絡調整 ④ 廃掃法及び関係法令等の研究及び行政官庁との連絡調整 ⑤ 産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析 ⑥ 法令・行政庁の指導内容の周知 ⑦ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議 ⑧ 住友林業(株)主官部との連絡調整
本社 工事管理部	<p>以下の業務において、合議承認を要する</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物管理に関する会社の基本方針の作成 ② 産業廃棄物の適正処理に関する諸規程、管理体制図等の制定改廃 ③ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議
排出事業所(支店・工事部・営業所等)	<ul style="list-style-type: none"> ① 会社方針に即した支店の方針に関する事項 ② 排出事業所等の産業廃棄物管理に関する事項を統括する。 ③ 産業廃棄物管理者(管理責任者、管理担当者ならびに、必要に応じて特別管理産業廃棄物責任者)の任命 ④ 取引関係における排出事業者責任の把握及び当該責任に応じた産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協議 ⑤ 支店内産業廃棄物処理委託業者の採用に関する事項 ⑥ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の締結 ⑦ 社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整
管理責任者(排出事業所等の工事統括もしくは工事管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物処理の現場実務の指示、指導及び助言 ② 産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存及びその報告 ③ 産業廃棄物に関する委託契約書及び管理票の処理、管理及び保管 ④ 産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の調査、階査、選定及び教育 ⑤ 従業員及び取引業者に対する産業廃棄物に関する教育の実施 ⑥ 廃掃法及び関係法令に従い、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項
管理担当者(排出事業所等の工事部門の担当者、またはこれに相当する者)	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物管理票等の交付 ② 産業廃棄物の分別及び引渡し時の確認 ③ 協力工事店等の下請事業者の監督及び指導 ④ 産業廃棄物の保管基準遵守に関する事項 ⑤ 産業廃棄物の発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再生利用の推進
特別管理産業廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃掃法及び関係法令等で定められた、特別管理産業廃棄物の適正処理、管理、帳簿、報告等に関するすべての事項

以上